

- 三十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保に関すること。
- 三十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に関すること。
- 三十二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。
- 三十三 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 三十四 採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。
- 三十五 人の健康を損なうおそれのある化学物質に對して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に関すること。
- 三十六 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- 三十七 薬剤師に関すること。
- 三十八 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く）。
- 三十九 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八条第一項に規定するおもちゃ（第十六条第二項において「食品等」という。）の取締りに関すること（内閣府の所掌に属するものを除く）。
- 四十 第三号、第四号及び第九号から前号までに掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関すること。
- 四十一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。
- 四十二 労働能力の増進に関すること。
- 四十三 児童の使用の禁止に関すること。
- 四十四 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。
- 四十五 労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関するることを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関することを除く。）。
- 四十六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
- 四十七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること。
- 四十八 労働者の財産形成の促進に関すること。
- 四十九 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第二百六十号）の規定による退職金共済に関すること。
- 五十 労働者の保護及び福利厚生に関すること。
- 五十一 労働者協同組合に関すること。
- 五十二 労働金庫の事業に関すること。
- 五十三 労働力需給の調整に関すること。
- 五四 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。
- 五十五 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。
- 五十六 高年齢者の雇用の確保及び再就職の促進並びに就業の機会の確保に関すること。
- 五十七 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。
- 五十八 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。

- 五十九 失業対策その他雇用機会の確保に関すること。
- 六十 雇用管理の改善に関すること。
- 六十一 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。
- 六十二 第五十三号から前号までに掲げるもののほか、職業の安定に関すること。
- 六十三 公共職業訓練に関すること。
- 六十四 技能検定に関すること。
- 六十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に関すること（他省の所掌に属するものを除く）。
- 六十六 勤労青少年の福祉の増進に関すること。
- 六十七 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。
- 六十八 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に関すること。
- 六十九 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関すること。
- 七十 家内労働者の福祉の増進に関すること。
- 七十一 家族労働問題及び家事使用者に関すること。
- 七十二 女性労働者の特性に係る労働問題に関する労働問題に関すること。
- 七十三 労働に関する女性の地位の向上その他の労働に関する女性問題に関すること。
- 七十四 社会福祉に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七十五 生活困窮者その他の保護を要する者に対する必要な保護に関すること。
- 七十六 消費生活協同組合の事業に関すること。
- 七十七 社会福祉士及び介護福祉士に関すること。
- 七十八 第七十四号から前号までに掲げるもののほか、国民生活の保護及び指導に関すること。
- 七十九 障害者の福祉の増進に関すること。
- 八十 障害者の保健の向上に関すること。
- 八十一 精神保健福祉士に関すること。
- 八十二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。
- 八十三 自殺総合対策大綱（自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第十二条に規定する自殺総合対策大綱をいう。）の作成及び推進に関すること。
- 八十四 アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第二百九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定（変更に係るものに限る。）及び推進に関すること。
- 八十五 老人の福祉の増進に関すること。
- 八十六 老人の保健の向上に関すること。
- 八十七 地域における保健及び社会福祉の向上及び増進に関すること。
- 八十八 介護保険事業に関すること。
- 八十九 健康保険事業に関すること。
- 九十 船員保険事業に関すること。
- 九十一 国民健康保険事業に関すること。
- 九十二 後期高齢者医療制度に関すること。
- 九十三 医療保険制度の調整に関すること。
- 九十四 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること。
- 九十五 政府が管掌する国民年金事業に関すること。
- 九十六 国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。
- 九十七 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関すること。
- 九十八 年金制度の調整に関すること。
- 九十九 社会保険労務士に関すること。
- 百 引揚援護に関すること。

百一 戰傷病者、戰没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関する事項。	中央社会保険医療協議会
百二 戰没者の遺骨の收集（墓参及びこれらに類する事業に関する事項）。	社会保険審査会
百三 前号に掲げるもののほか、旧陸海軍の残務の整理に関する事項。	ハンセン病元患者家族補償金認定審査会
百四 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関する事項。	（社会保障審議会）
百五 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事項。	（社会保障審議会）
百六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事項。	（社会保障審議会）
百七 所掌事務に係る国際協力に関する事項。	（社会保障審議会）
百八 政令で定める教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。	（社会保障審議会）
百九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき厚生労働省に属させられた事務。	（社会保障審議会）
2 前項の規定にかかわらず、同項第四十一条、第四十三号から第四十五条まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号まで、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七号、第六十八号（育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る部分に限る。）、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としない。	（社会保障審議会）
3 第一項に定めるもののほか、厚生労働省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。	（社会保障審議会）
第三章 本省に置かれる職及び機関	（社会保障審議会）
第一節 特別な職	（社会保障審議会）
（厚生労働審議官及び医務技監）	（社会保障審議会）
第五条 厚生労働省に、厚生労働審議官一人及び医務技監一人を置く。	（社会保障審議会）
2 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。	（社会保障審議会）
3 医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。	（社会保障審議会）
（設置）	（社会保障審議会）
第六条 本省に、次の審議会等を置く。	（社会保障審議会）
社会保障審議会	（社会保障審議会）
厚生科学審議会	（社会保障審議会）
労働政策審議会	（社会保障審議会）
医道審議会	（社会保障審議会）
薬事審議会	（社会保障審議会）
2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。	（社会保障審議会）
がん対策推進協議会	（社会保障審議会）
肝炎対策推進協議会	（社会保障審議会）
アレルギー疾患対策推進協議会	（社会保障審議会）
循環器病対策推進協議会	（社会保障審議会）
医薬品等行政評価・監視委員会	（社会保障審議会）
中央最低賃金審議会	（社会保障審議会）
労働保険審議会	（社会保障審議会）
過労死等防止対策推進協議会	（社会保障審議会）
特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会	（社会保障審議会）
アルコール健康障害対策関係者会議	（社会保障審議会）

2 前号に定めるもののほか、厚生労働大臣の諮問に応じて次に掲げる重要な事項を調査審議すること。	（厚生科学審議会）
（厚生科学審議会）	（厚生科学審議会）
第八条 厚生科学審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	（厚生科学審議会）
2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保険審議会に関し必要な事項については、政令で定める。	（社会保険審査会）
3 医療の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要な事項	（社会保険審査会）
（公衆衛生に関する重要な事項）	（社会保険審査会）
二 前号に掲げる重要な事項に關し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。	（社会保険審査会）
三 厚生労働大臣又は文部科学大臣の諮問に応じて保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要な事項を調査審議すること。	（社会保険審査会）
四 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）、臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、難病の患者に対する療養等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）及び食品衛生法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	（社会保険審査会）
前項に定めるもののほか、厚生科学審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他厚生科学審議会に関し必要な事項については、政令で定める。	（社会保険審査会）
（労働政策審議会）	（社会保険審査会）
第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。	（社会保険審査会）
一 厚生労働大臣の諮問に応じて労働政策に関する重要な事項を調査審議すること。	（社会保険審査会）
二 厚生労働大臣又は経済産業大臣の諮問に応じてじん肺に関する予防、健康管理その他に関する重要な事項を調査審議すること。	（社会保険審査会）
三 前二号に規定する重要な事項に關し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。	（社会保険審査会）

期間	1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
	2 第四条第一項第七十七号の規定の適用については、当分の間、同号中「及び介護福祉士」とあるのは、「並びに介護福祉士及び准介護福祉士」とする。
	3 厚生労働省は、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。
	4 社会保障審議会は、第七条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項各号に掲げる規定が効力を有する間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
	5 令和十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律五百五十九号）の定めるところにより厚生労働省に特別の機関として置かれる中央駐留軍関係離職者等対策協議会は、本省に置く。

附 則	（平成一三年四月二五日法律第三五号）抄
第一条	この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則	（平成一三年六月一五日法律第五〇号）抄
第一条	この法律は、平成十三年十月一日から施行する。
附 則	（平成一三年六月二九日法律第八八号）抄
第一条	この法律は、平成十三年十月一日から施行する。
附 則	（平成一三年七月一六日法律第一〇四号）抄
第一条	この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
附 則	（平成一一年七月一六日法律第一六〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	（平成一一年二月二二日法律第一八〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	（平成一一年四月七日法律第三八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則	（平成一一年四月七日法律第三九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則	（平成一一年五月一二日法律第六〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、平成十一年十月一日から施行する。
附 則	（平成一一年六月七日法律第一一一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月二〇日法律第一九一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月二〇日法律第一九一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月二〇日法律第一九一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	（平成一四年七月三一日法律第九六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	（平成一四年七月三一日法律第九六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則	（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定（公布の日（その他他の経過措置の政令への委任）
附 則	（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定（公布の日（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十六条の規定、附則第三十一条の規定及び附則第三十二条の規定 公布の日
二 略
三 第三条の規定、第七条の規定、第八条の規定中薬事法第七条第一項の改正規定、第九条の規定 (薬剤師法第二十二条の改正規定を除く。)、第十一条の規定、附則第十四条第三項及び第四项の規定、附則第十八条の規定中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)の項及び同表薬剤師法(昭和三十五年法律第一百四十六号)の項の改正規定並びに附則第三十条の規定 平成二十年四月一日

(その他の経過措置の政令(の委任)
第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二三日法律第九八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

二 附則第二十二条、第二十四条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定、附則第四十四条中国民健康保険法第一百九条及び第一百十九条の二の改正規定並びに附則第七十一条の規定 平成二十年十月一日

(政令への委任)
第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定 公布の日 (政令への委任)

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定 公布の日 (政令への委任)

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条並びに附則第三条、第八条、第十九条、第二十条及び第二十五条の規定 公布の日 (政令への委任)

附 則 (平成一九年七月五日法律第一一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日 (政令への委任)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は

通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれ、それの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十一条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （平成二一年一二月四日法律第九七号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二三年五月二〇日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二三年五月三一日法律第一九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二二年三月三一日法律第一九号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二二年三月三一日法律第一九号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 （平成二四年三月三一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年四月六日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二四年六月二七日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二四年九月一二日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二五年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年五月一六日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年五月二二日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月二二日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任) 第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第一百四十三条、第一百四十六条及び第一百五十三条の規定

(その他の経過措置の政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(附則に定める経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第一条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八五号) 抄

(施行期日)

この法律は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。ただし、附則第六条から第十条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(一 略)

二 附則第十七条の規定(薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公

布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日)
附 則 (平成二五年一一月二三日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たつては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定

(政令への委任) 平成二十六年十月一日

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第五〇号) 抄
(施行期日)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第七条(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第六十五条の改正規定に限る。)、第八条、第十二条及び第十三条の規定

(政令への委任) 公布の日

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

二 略
附 則 (平成二六年六月一一日法律第六四号) 抄
(施行期日)

この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十六条及び第十九条の規定

(平成二十六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、罰則に関する経過措置を含む。は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

(平成二六年六月二七日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第二項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定 公布の日

(平成二六年六月二七日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年六月二七日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年六月二七日法律第一三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九条 施行日がアルコール健康障害対策基本法附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、第十一条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の二の次に一号を加える改正規定中「同項第八十九号の二」とあるのは、「同項第八十九号の三」と、「八十九の三」とあるのは、「八十九の四」とし、第二条のうち内閣府設置法第四条第三項の改正規定(同項中第四十六号の四を第四十六号の二とする部分に限る。)及び前条の規定は、適用しない。

附則 (平成二七年九月一六日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

附則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

附則 (厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日がこの法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十二条の改正規定中「第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る。)、第六十六号」(第六十五号)とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

附則 (平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定 公布の日

附則 (平成二八年一月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(昭和二十八年法律第二百四十五号) 第二十六条第三項の改正規定、附則第八条中国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十八条第二項の改正規定、附則第九条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第一百十二条第三項の改正規定及び附則第十四条の規定 令和二年十月一日
 (その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一二日法律第三三号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年一月二二日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
附 則 (令和元年一月四日法律第六三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和二年六月一二日法律第五二号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和二年六月一二日法律第七八号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和二年六月一二日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附 則 (令和三年六月一六日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三十三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章、第十八条から第二十条まで及び第二十二条並びに附則第五条から第七条までの規定は、令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略
 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る)、同法第五条の二第一項の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第十八条に一項を加える改正規定を除く)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十九号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第十一條中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く)並びに附則第十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
 (政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (令和四年六月一二日法律第七六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。
 (処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という)の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。
 (処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という)の規定により從前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第二条 この法律の施行の際現に旧法令の規定により從前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対応してされた申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧法令の規定により從前の国の機関に対応して申請、届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行の日前に從前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対応してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)
第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一二日法律第七七号) 抄
(施行期日)

令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(政令への委任)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
二及び三 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く)、第十四条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定(「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

一 略

四 第三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く)、第十四条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定(「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める部分に限る)並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第六条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和六年六月二六日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (令和五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月二六日法律第三六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(处分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

二 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対しても申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対しても申請、届出その他の行為とみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを、新法